

広島県告示第三百七十一号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市	名 称	福山市東桜町三番五号	主たる事務所の所在地	福山市東桜町一番二号	売りさばき所	広島県収入証紙	売りさばきをする証紙の種類
-----	-----	------------	------------	------------	--------	---------	---------------